

季刊·春号 第57号 2019年4月15日発行 〒600-8154 京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル 坂ロビル2F 榎木町306

TEL 075-352-2640 FAX 075-352-2646

http://www.attaka-support.org/

attaka-support@r6.dion.ne.jp 郵便振替口座 00900-2-264244

特定非営利活動法人 あったかサポート 理事長 澤井

W. A.	目次	
No.	- **・*** 第14回 定期総会のご案内	編集部 / 1
MAL	1・26新春交流会報告 アンケート結果	編集部 2~3
	「医療費で損をしない46の方法」を上梓して	原、昌平 4~5
- W	「過労死・過労自殺の現代史一働きすぎに斃れる人たち」文庫再刊	熊沢 誠 5
	2018年度 出前授業実施一覧	編集部 6
1	私の読書館⑤ 図書紹介と私の読書感	喜多和美 7~8
	「同一労働同一賃金、二つの最高裁判決を読み解く」を発行して	中島光孝 9~10
	「あったか歳時記」(春)	柏倉 裕 11
	働き方改革と全世代型社会保障をめぐって	笹尾達朗 12~15
	編集後記/図書紹介	編集部 16

部

パネルディスカッション

15時~17時30分

マ:「働き方改革と様々なハラスメントを考える」

清田冨士夫(きよた総合法律会計事務所

大阪弁護士会登録

コーディネイター:

第三部

参

加

費

池田 山本

悦子 賀則 憲雄

(富山県社会保険労務士会理事 (寺内製作所代表取締役社長) (連合大阪地域合同労組委員長)

パネラー

木本

懇親会

場:「おおたや」(烏丸夷川通東入ル南側2軒目)

加

:5、000円(第2部参加費を含む)

· 1、000日 18時~20時

時 ·· 2019年6月1日(土)13時3分~1時3分

会 \Box

場 ·· 同志社大学 今出川キャンパス 良心館 R102

部 - 1年間の活動の反省と今後の活動方針案の検討

第3号、4号議案

第1号、2号議案 活動の反省、 決算報告

活動方針案、 予算案の提案

5号議案

役員体制の提案―新副理事長の選任

認定NPO法人あったかサポート 第 14 回 定期総会のご案内

2019年1月26日 新春講演会

「就学前の子どもたちの養育環境をあったかくするためにわたしたちに何ができるか」

平成30年度京都府女性活躍応援事業助成金を活用し「就学前の子どもたちの養育環境をあったかくするためにわたしたちに何ができるか」とするシンポジウムを開催しました。当日の参加者アンケート(40名中21名)をここに紹介します。尚シンポジウムでの北村幸裕(弁護士)、石田慎二(帝塚山大学)、柴田悠(京都大学)の3名の方の報告を冊子にまとめました。冊子は200部印刷し無料で配布してますが、できましたら寄付金のお願いしたいと存じます。

質問 1	この度の企画は、どこでお	知り(こなりましたか。							
()	刊「あったか情報」 主催者側からの案内 9	2 4	記架チラシ	3	③ メール	案内		2	④ ホームページ	0
⑤ 知	人の紹介	2	⑥ マスメディ	P		5	7 3	その他	1	0
質問2	質問2 どのような動機で講演会に参加されましたか。									
()	育環境の改善に関心があっ から	11	② 保育行政の ② たから	課題に	こ関心があっ	2		窓じて あった	てテーマ自体に関心が こから	9
4 7	分自身に関わる問題であり、 の問題解決の糸口を探りた と思ったから	2		260	後のビジネス のであり、情 いから	0				
質問3	講演会の内容についてどの	ように	こ感じていますか。)						
1)	理解が深まり有益だった	18	② 報告の内容	が物具	足りなかった	1	3	話の内	内容が理解できなかった	0
質問4	3人の講演内容について、	あな	たの印象に残った	報告	皆はどなたで	すか。				
1) 11	(対幸裕さん(弁護士)	6	② 石田慎二さん	ん(ナ	大学教員)	7	3 4	非田悠	ぶさん(大学教員)	12
質問5	今回のシンポジウム全般に	つい	て、率直なご意見	やごタ	惑想を記入し	て下さ	٠٠٧°			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	機会があまりないので) ・関心を持つのは良い事だと思う。具体的に何をすべきか考えたい。 ・小・中・高・大の児童、生徒、学生およびヤンママの多くが1日のうち多くの時間をゲームに割いています。ゲームソフトの影響力は大きいです。ゲームソフトの活用で「見える化」にもプラスがあるのでは? ・子ども達をめぐる環境の変化、今の実態を、新聞等で読むとき以上に身近に感じることができました。子どもも親も幸せに平穏に過ごせるためにできる事を追及していきたいと思います。 ・財源がいるので増税するのではなく、軍事費をへらす、議員歳費を減らすとか、予算の組み替えとかある。政策選択の問題だ!! (何を重視するか) 訪問活動の有意義さ。制度化するとよい。 ・現場で子育て支援で虐待予防をしていて長い目で子どもに与える影響があまり知られていないのかな…と感じました。愛着障害が今、社会で大きな事件等起こしていると感じています。 ・子どもたちの養育環境の実情を3人の先生方に講義して頂き、よく理解できたと思います。私自身まだ独身ですが、この先、家庭を持ち子供ができたら、関心を持ちたいです。 ・それぞれの先生方のお話がとても分かりやすく興味深いものでした。保育士をしているので、早期支援の大切さや処遇改善・質の向上には共感が持てました。 ・来てよかったです。有意義な時間でした。 ・までよかったです。有意義な時間でした。 ・この分野の知識が少ないので非常に勉強になりました。北村先生のお話し下さった具体事例、柴田先生の保育無償化の代替案など興味深く聞きました。「見えるもの」を増やしたいです。 ・子どもの貧困についてもう少し具体的な討議がほしかった。 ・子どもの貧困についてもう少し具体的な討議がほしかった。 ・子ともの養育環境について、社会全体の問題として考えるよい機会となりました。 ・非常に的を得た講演テーマ講師陣でした。ためになりました!									
質問6 NPO 法人あったかサポートの活動についてお答えください。										
1 1	前から関わっていた	11	② 名前は聞い7	たこと	こがあった	1	3 7	刃めて	知った	3
質問7	②、③と答えた方で当法人	の活	動との今後の関わ	り方に	こついてお尋ね	ねしま	きす。			
① 情	報提供がほしい	3	② 傍から見てい	ハるこ	ことにする	1	3 (3	関心はない	0

下記の紙面は、2019年1月26日に開催された新春交流会「就学前の子どもたちの養育環境をあったかくするために、わたしたちに何ができるか」というシンポジウムの記録を去る3月27日に25ページの冊子としてまとめた表紙です。本冊子を編集している間に子どもの虐待やいじめ嫌がらせに関する新聞やテレビ報道が後を絶ちません。それほどまでに「子どもの人権」に関わる問題は深刻です。

本冊子に目を通して頂ければ、お母さんの妊娠期から〇歳~2歳における良質な保育の提供が如何に大切か、そのことが大変良く理解できます。特に貧困など不利な家庭にこそ行政や周りの保育支援、更には保育士への支援が如何に問われているのか、ご理解が頂けると思います。それは各個人の『自己責任』ではなく、今や社会的な課題なのです。

この度、本冊子を200部印刷し無料で配布しています。ご希望の方には、当法人までお電話やメールでお申出ください。なお部数に限りがあります。編集などはボランティアで支えられています。つきましては、新年度に当り当法人への寄付金にご協力を頂ければ幸いです。

当法人は、認定 NPO 法人です。 1回に3,000円以上の寄付金にご協力を頂いた方には、来年早々に寄付金支払い証明書を発行します。確定申告の際にそれを使って頂ければ一部還付されます。2019年度も引き続きお力添えをお願いします。

認定NPO法人あったかサポート新春講演会 平成30年度京都府女性活躍応援事業助成金(地域)を活用した

「就学前の子どもたちの養育環境をあったかくするために、わたしたちに何ができるか」

一<あったか未来>に向けた 2019 年1月 26 日シンポジウムの記録-

基調講演

- ① 児童虐待のない未来のために北村幸裕(御池総合法律事務所 弁護士)
- ② 子どもたちの養育環境の現状と課題 石 田 慎 二 (帝塚山大学 現代生活学部 こども学科 准教授)
- ③ 早期支援と子どもの社会的発達 柴 田 悠 (京都大学大学院 人間・環境学研究科 准教授)
- コーデネイタ― 古家野 晶 子(弁護士)







を上梓して 医療費で損をしない4の方法』

原 昌 平



46の方法」(税別1000円)という著作を当法人に贈呈いただきました。 **この度、読売新聞の原昌平記者より、「中公新書クラレ」から刊行された「医療費で損をしない**

や社会福祉の領域まで幅広い視点から現場の記者らしい目配りができた本になっています。 それに目を通しますと、社会保険労務士の専門分野である労働保険や社会保険のみならず税制 般向けに平易に書かれていますが、医療や就労支援に関わる方、ソーシャルワーカー、

保険労務士の方々にもお役に立てる著作です。(編集部)

......

病気やけがをしたとき、障害をもっこの本は実用書である。

わかりやすく説明した。
たとき、妊娠・出産・子育て・家族の中心に、制度を利用する側の視点から、中心に、制度を利用する側の視点から、中心に、制度を利用する側の視点から、中心に、制度を利用する側の視点から、

己負担の減免もありうる。生活保護だけでなく、無料低額診療も生活保護だけでなく、無料低額診療も療を受けるにはどんな方法があるか。

には、高額療養費制度はもちろん、公医療に余分なお金を費やさないため

被害補償として、医薬品副作用被害費や、差額ベッドなど保険外費用の扱的医療保険で給付される療養費・移送

頭に入れておきたい。対策、アスベスト被害救済制度などもの救済制度や産科医療補償制度、肝炎の救済制度して、医薬品副作用被害

介護休業給付金などが使えると、暮ら外護休業給付金などが使えると、出産手当金、育児休業給付金、労・、出産手当金、労災保険、傷病手動き手の場合は、労災保険、傷病手を、難病医療、小児慢性特定疾病といった障害や難病関連の制度も大切だ。

しの支えになる。

ますこれでは、 三季 引き 共済や就学援助も知っておきたい。 子どもの病気やけがでは、 学校災害

意外に重要なのは税金だ。医療費控験が障害者控除を活用すれば、課税対象所得が少なくなる。障害者手帳を取得するか障害認定を受ければ、住民税の課税最低限が変わる。医療・介護・福祉・教育などで所得階層によって自福祉・教育などで所得階層によって自力が変わる制度が増えたので、意味は大きい。

のか。

なぜ、こういう本を出そうと思った

.....

医療を含めた社会保障・社会福祉ののラインもまちまちだ。

現実の行政による広報は不十分だ。 まう、積極的な周知が欠かせないのに、 とがある。必要な人が遠慮なく使える 定的なイメージと誤解がつきまとうこ をがある。必要な人が遠慮なく使える とがある。必要な人が遠慮なく使える

は制度ごとに縦割りで、担当窓口にたと利用できない。担当する機関や窓口義」で、自分から申請や請求をしないしかも、ほとんどの制度は「申請主

り教えてくれない。利用できそうな制度があっても、あま自分の担当以外はよく知らず、ほかにどりつくのに苦労する。窓口の職員は、

人は多い。

大は多い。

大は多い。

大は多い。

大は多い。

大は多いまま申請しなければ、損を
を知らないまま申請しなければ、損を
を知らないまま申請しなければ、損を

本だ。 本だ。 本だ。 本だ。 をこで、どこにどういう制度がある

東請主義と縦割りは、担当機関の職申請主義と縦割りは、担当機関の職力。自分で知識や情報を得て、必要があったら申請してくださいというスタあったら申請してくださいというスターの、裏返すと、申請しないのは自としては、受け身で済むから楽だろき。すべての人は自分の権利や要求をとんどん主張するものだ、という人間とんどん主張するものだ、という人間はいもしれない。

と、命にもかかわる。と、命にもかかわる。と、命にもかかわる。と、命にもかかわる。と、命にもかかれている人や経済的に困窮している人がを発想にならない人、生きる意欲が低る発想にならない人、生きる意欲が低る発想にならない人、生きる意欲が低いで医療や社会保障を利用できないで医療や社会保障を利用できないで、命にもかかわる。

圏ごとにつくること。情報技術を活用「何でも相談センター」を身近な生活活にかかわることならすべてを扱ういくつかの改革方法はありうる。生

書き終えて、そう痛感した。利行使をサポートする仕組みだ。も必要なのは、立場や力の弱い人の権して申請主義を変えること。何もより

著書紹介

現代史『過労死・過労自殺の

-働きすぎに斃れる人たち]

熊沢 誠 著

岩波現代文庫

でください。(編集部) に贈呈されました。先生の思いをここに紹介させて頂きます。 こに紹介させて頂きます。 こに紹介させて頂きます。

現時点でも足音の絶えることのない、日本社会の病弊ともいうべき働く人々の数多の過労死・過労自殺。彼ら、彼らは、どんな気持でどのように働き(働かされて)死に到ったのか?無念の遺族はどのような葛藤を経て告発

文のような「あとがき」を書き添えま る方々にも恵まれました。なお文庫本 究の今日の到達点」と評価してくださ しいのですが、「過労死・過労自殺研 きましたが、一方、いくらか気恥ずか りも倒れた人々への鎮魂の物語です。 は告発の考察であるとともに、なによ きと、遺族たちの抗議の軌跡を細部に 年代に到るまでの50人以上に及ぶ過労 原著は小説のように読めると言われて 殺の要因を重層的に摘出します。それ 企業社会のうちに潜む過労死・過労自 死・過労自殺の人たちの心身の燃えつ では、現時点の状況を考察する、小論 わたってリアルに語り、それを通じて この本は、1980年代から2000

真摯な人生の出来事。〈あれは、私の真摯な人生の出来事。〈あれは、私ので就者です。それはふつうの労働者がて広範な、ありふれた職種の労働者がも、そして班長も係長も店長も、極めも、そして班長も係長も店長も、極めて広範な、ありふれた職種の労働者がでは、トラック運転手もさまこの本では、トラック運転手もさま

◆原昌平 はら・しょうへい

客員研究員、FP技能士(2級)健福祉士、大阪府立大学・立命館大学・立命館大学

歴史だったのだ。全ては、私の身に起歴史だったのだ。全ては、私の身に記まいます。こっているのだ〉(巻頭の引用、ボーにでも起こりうるものです。だから私にでも起こりうるものです。だから私にでも起こりうるものです。だから私にでも起こりうるものです。だから私にいと切望しています。

E-mail:kuma-michi06@nifty.com

● の現代史 の現代史 熊沢 誠 なぜ今なお悲劇は ながらなれるのか



2018年度 年間 出前授業実施一覧 (京都府內外含む)

2018年度における労働関連法教育事業についてのオファーは、16校と前年度より10校減少しています。背景には、労働力の売手市場が持続している事や国を含めた労働教育活動の普及があります。当法人には、高校の進路指導や人権学習会の場で講師の要請がありました。高校生には、「寸劇」の上演が好評を博しています。

そこで2019年度は、大学におけるインターンシップの功罪を取り上げます。新たに専門学校や外国人 労働者を対象にした労働関連法教育の普及に重点を置きたいと思っています。併せて PTA など、労働・ 社会保険の基礎知識の普及や活用など草の根の教育活動を進めることにします。

番号	実施日	学校名	対象者	テーマ		コマ数	備考
1	5月16日	京都府立鳥羽高等学校	定時制 3.4年生	「働き続けるために知っておきたいこと」	25	2	寸劇
2	5月23日	京都府立網野高等学校	全日制3年生	「働くこと」「生きること」について人権の視点から考える	147	2	講演
3	6月13日	京都府立北陵高等学校	3年生	「労働問題と人権について」	280	2	寸劇
4	6月14日	京都府立 嵯峨野高等学校	3年生	「働くこと、生きることについて」	319	2	講演
5	6月15日	京都府立宮津高校 伊根分校	1-4年生	「働く前に知っておきたいこと」	15	2	講演+寸劇
6	6月15日	京都府立東陵高等学校	3年生	面接·労働条件通知書·労働時間·休憩·労災·解雇制限·男女雇用機会均等法	269	1	講演+寸劇
7	9月25日	朱雀高校	2年生	ワークライフビジョン「働き続けるため に」	192	2	寸劇
8	10月2日	朱雀高校	2年生	ワークライフビジョン「働くことについ て」	192	12	講義
9	10月 25日	城南菱創高等学校	2年生	働き続けるために知っておきたいこと	240	1	寸劇
10	11月14日	長岡第十小学校	保護者 教職員	親が輝けば子が輝く ワークライフビ ジョン	15	1	講義
11	11月18日	朱雀高校通信制	全学年	働くこと生きることを人権の視点から考 えてみよう	55	2	講義
12	11月26日	京都女子大	1年	女性の働き方と労働関連諸法令	130	1	講義
13	11月28日	加悦谷高校	就 職 内定者	「働く人のためのキャリアセミナー」社会に巣立つ前、働く前に知っておきたいこと	15	2	講義
14	12月11日	綾部高校 東分校	3年	「働くこと」「生きること」について人権の視点から考える	60	2	講義
15	12月18日	朱雀高校定時制	全学年	人権学習として 「働き続けるためにしっ ておきたい事」	20	1	寸劇
16	1月15日	佛教大学	3.4回生	働くための基礎知識―求人票の読み方	40	1	講義
17	1月17日	大阪明浄学院高校	2年	「働く前に知っておきたいこと」	170	1	講義
18	1月18日	八幡高校	就 職 内定者	「働く前に知っておきたいこと」	15	1	講義

私の読書館 ⑤

図書紹介と私の所感



持ちように問題をすり替えてはいないか、本誌読者の喜多和美さんにご寄稿を頂いたのでここに 浮き彫りになっています。そのような状況下に、学校の現場では「道徳の教科化」など人の心の 刻化し、児童相談所の対応が批判されてはいるが、法制度や困難な家庭への子育て支援の課題も ばかりか隠ぺいを行ったことが新聞報道などで明らかにされています。また子どもへの虐待も深 紹介します。(編集部) 学校のいじめ・嫌がらせで生徒が自殺したものの当該学校の教員や教育委員会が対応できない

道徳教科書

|新しい道徳6| (東京書籍発行)

'生きる力6_

(日本文教出版発行)

進む 「道徳の教科化

2018年度から、小学校で「特別

徳心を培う、我が国と郷土を愛する態 るとし、それがいじめ問題を生み出し 度を養うという)改正教育基本法の理 育現場は残念ながら(豊かな情操と道 知り、その経緯を知りたいと思った。 記述式の評価がされることになったと 今年度から始まる。検定教科書を用い の教科 道徳」が始まった。中学校は 念が実現したとはいえない状況」にあ た。この会議の冒頭で、安倍首相は「教 再生実行会議の提言で、いじめ等問題 への対応として求められた事に始まっ 道徳の教科化は、2013年の教育

> 科化が求められた。 盤となる力を育てる」として道徳の教 トロールし、より良く生きるための基 た基調の下、「理性によって自らコン たと示唆する発言をしている。そうし

の理念の実現を推し進めようという狙 対応と言いながら、 いがあるようだ。 「改正教育基本法_

道徳の教科化は、

いじめ問題への

改正教育基本法の理念とは

そこで、実際の道徳教科書を見てみ

みた。 教科書 (小学6年生用)、「新しい道徳 6」(東京書籍発行)と「生きる力6 ようと思った。採択数の多かった道徳 (日本文教出版発行)の2つを読んで

も用意されている。 3~6頁の短い文章が3数個掲載され 偉人伝や日本の伝統文化を題材にした ている。「いじめ対策」とされる教材 両教科書を開くと、実話物や物語、

る。 徳で教えるべき内容項目に応じたもの で、検定教科書ではその全ての内容項 短いテーマが冠されていることだ。こ 目を満たしていることが求められてい れは、学習指導要領で定められた、道 「自由と責任」「よりよいきまり」など まず目をひくのは、その教材ごとに

ういうことなのかと思った。 と文化、国や郷土を愛する態度」「国 社会正義」「勤労、公共の精神」「伝統 性の伸長」「真理の探究」「公正、公平、 縮した文言が数多く掲げられている。 基本法」の教育の目的(第2条)を凝 正教育基本法」の理念の実現とは、こ どなど。これらが、道徳の授業で学ぶ 善悪の判断、自律、自由と責任」「個 、き項目とされているのである。「改 この内容項目の中には、「改正教育 国際親善」「生命の尊さ」な

教科書に登場する「いじめ対策

みてみたい 次に「いじめ対策」とされた教材を

子どもたちの責任と、誰にどのように など法律をとおしていじめを考えてみ では「名誉毀損罪・侮辱罪」「暴行罪 ている。「いじめについて考えよう! うスウェーデンの絵本の話が掲載され かと思うような、漠然としたものが多 たちの意見を引き出すことができるの 他の教材をみても、この設問で子ども 設問もある。こちらの教科書の方は、 ことは何かという、的外れだと感じる 権利を主張するときに考えておくべき 達とはどういう存在かと問うものや、 の気持ちを問う設問があるほかに、友 各教材の最後には、それぞれ登場人物 じめ対策の教材とされている。そして、 騒音問題を話し合いで解決した話がい 友達とすれ違ってしまう話と隣人間の ようと問いかけられる。絵本の方は いじゃないーせきにんについて」とい て考えよう!」いう頁と「わたしのせ ことを、前提にしているのだろうか。 い。教える側が設問の内容を説明する わたしのせいじゃない」と発言する 日本文教出版では、「いじめについ 東京書籍では、言葉の行き違いから

> える側の力量が問われる内容だ。 働きかけて解決に導くかを問いかけて 直接的な問いかけとなっているが、 いる。こちらの教科書の方はなかなか しかし、いずれの教科書を読んで

学習指導要領にしばられる現場の教員

これら教材を使ってみんなで話し合う を作っていくのだろうか。 る。現場の教員たちはどのように授業 ことが道徳の授業では求められてい 方、「考え議論する道徳」として、

縛られた議論となると、どうだろうか。 詰まりそうになるのは、私だけだろう 列記された内容項目を見るだけで息が きとされる学習指導要領の内容項目に も生き生きするのだろうが、教えるべ 論するというのであれば、子どもたち 何事にも縛られず「自由に」考え議

たら、大いに頭を悩ませることだろう。 ことも求められる。自分が教員だとし これからも、道徳教育から目が離せ さらに、教員は記述式の評価をする 為だ」と明確に示す姿勢が弱いと感じ も「いじめは個人の尊厳を傷つける行





一労働同一賃金」

~二つの最高裁判決を読み解く



照されるでしょう。そのために講演の記録を冊子として残すことにしま キョウレックス事件最高裁判決や長澤運輸事件最高裁判決は、今後 昨年12月21日差戻後の大阪高裁判決の内容も紹介されています。 を冊子にまとめて発行しました。この冊子には、皆勤手当についての 弁護士を務めた中島光孝弁護士の昨年6月の2つの最高裁判決の講演 した。本冊子のお求めはメール又はお電話でお願いします。 労働同一賃金」に関する訴訟や労使の交渉の場面でバイブルとして参 認定NPO法人あったかサポートは、 ハマキョウレックス事件の主任 同

ためにも、 に関わる下級審の判決が出ています。そこで、今後の課題を整理する ました。 2つの最高裁判決以後も、日本郵便事件など「同一労働同一賃金 裁判例の動向を見据える必要があると考え、ご寄稿を頂戴

が不合理であると確定 差戻審で契約社員への皆勤手当の不支給

法廷は、非正規労働者に対する待遇が 方向性を示した。 不合理であるかどうかについて判断の 2018年6月1日、 最高裁第2小

はないとする判断枠組みを示した。 理である、あれば当該待遇は不合理で 考慮し、もしなければ当該待遇は不合 別の待遇ごとに判断するとの原則を示 を覆すその他の事情があるかどうかを れれば、つぎに不合理であるとの評価 配置の変更の範囲に関わる事情を考慮 て適切な職務の内容、職務の内容及び し、当該待遇の趣旨、性質等に照らし ハマキョウレックス事件判決は、 当該待遇が不合理であると評価さ 個

可能性の有無といった事情により異な 社の中核を担う人材として登用される を奨励する趣旨で支給されるものであ が将来転勤や出向をする可能性や、会 ずるものではない、また、当該労働者 務の内容によって両者の間に差異が生 る、出勤する者の確保の必要性は、職 運転手を一定数確保する必要から皆勤 ように判断した。皆勤手当はトラック 給しないという扱いについては次の る皆勤手当を契約社員乗務員には支 例えば、正社員乗務員には支給され

> ない。したがって、皆勤手当を契約社 されているという事情はあるが、昇給 成績を考慮して昇給することがあると るとはいえない(この段階で、 あって、労契法20条に反する。 員乗務員に支給しない扱いは不合理で るとの上記評価を覆すその他の事情も 情もうかがわれないから、不合理であ 実を考慮して昇給が行われたという事 しないことが原則である上、皆勤の事 については、会社の業績と本人の勤務 価される)。そして、契約社員乗務員 当を支給しない扱いは不合理と一応評

とされた嘱託社員の住宅手当、家族手当 「その他の事情」 で不支給が不合理でない

うに判断された。 則として不合理であると評価される事 職務の内容及び配置の変更の範囲も同 宅手当及び家族手当については次のよ に考慮された。このため、例えば、 案であったが、その他の事情が最大限 と嘱託乗務員とは職務の内容も同一、 であり、したがって待遇の相違は原 他方、 長澤運輸事件判決は、正社員

めの生活費を補助することには相応の について住宅費及び家族を扶養するた 存在し得るところ、そのような正社員 務員と異なり、幅広い世代の労働者が 「会社における正社員には、 嘱託

支給しない扱いは不合理とはいえない。 嘱託乗務員に住宅手当及び家族手当を る」、これらの事情を総合考慮すると 支給されることとなっているものであ が予定され、 して勤続した後に定年退職した者であ が開始されるまでは会社から調整給を 老齢厚生年金の支給を受けること .

があるということができる。 嘱託乗務員は、 その報酬比例部分の支給 正社員と

又は付与しない扱いを不合理と認めた高裁判決契約社員へ賞与・退職金・諸休暇を支給しない

事件・東京高裁判決が出された。 は大阪医科薬科大学事件・大阪高裁判 事件・大阪高裁判決、同年2月15日に 13日には日本郵便事件・東京高裁判 うした状況を経て、2018年12月 金であると標榜するパート・有期労 年6月末に、政府が同 !法や労働者派遣法が成立した。こ この2つの最高裁判決のあと、20 2019年1月24日には日本郵便 同年2月20日にはメトロコマース 一労働同 一賃

休暇を付与しない扱い、 あるとの判断が示され、 職金の扱いにつき不合理となる部分が される手当の種類が増え、賞与及び退 員に支給しないことが不合理であると これらの高裁判決によって、契約社 また夏期冬期 病気休暇を付

与しない扱い等を不合理とする判断が

はないとした判決の論理 契約社員への扶養手当不支給を不合理で

構成や生活状況の変化によって生活費 手当を契約社員に支給しない扱いにつ 想定されている」として、一転して不 職等による収入増加で対応することが は、一審判決が不合理と判断した扶養 の負担増もあり得るが、基本的には転 いて、「本件契約社員についても家族 合理ではないと判断した。 他方、 日本郵便事件・大阪高裁判決

理なものとすることを禁止したもので 働条件の決定が行われにくく、 はそもそも制定する必要がなかったこ を図るため」に制定された労契法20条 格差があって不満であれば、 ある。」とした判断とおよそそぐわな と等を踏まえ、有期契約労働者の公正 労働条件の格差が問題となっていたこ 無期契約労働者と比較して合理的な労 応できるというのでは、「公正な処遇 な処遇を図るため、その労働条件につ 最高裁判決が、労契法20条について、 同条は、有期契約労働者については、 これは、ハマキョウレックス事件・ 有期契約労働者は正社員との間に 期間の定めがあることにより不合 転職で対 両者の

裁判官は社会経済の実態に即した判断を

とになる。

で、 題意識をもつことが必要である。 認識をもち、これを前提に判断してい 軟型に属する。 だのであるから、格差があるのは仕 金も職務に応じた市場価格で決定さ な処遇」とはなにかを考えるという問 ても、社会経済の実態に即して「公正 るとすれば、 規労働者は雇用柔軟型に属するという は現在の非正規労働者の多くは雇用柔 柔軟型」の3つに分けた。実態として は「新時代の『日本的経営』」を発表 1995年5月に日本経済団体連合会 発想が根底にあるからだと思われる。 方がない、「自己責任」であるという れる「非正規」という働き方を選ん れるのは、 「高度専門能力活用型」、そして「雇用 の途は極めて厳しい。裁判官におい 労働者を「長期蓄積能力活用型」、 雇用の調整弁となり、それ故、 のような認識が判決のなかで示さ 非正規労働者は自分の意思 同一労働同一賃金の実現 しかし、裁判官が非正

な処遇」の議論をしてほしい 労働者・労働組合には、 自ら進んで 公金

これは、 企業や労働者・労働組合も

> る。 推進支援センター」を設けて企業に、 のためには企業にどしどし説明を求め 正な処遇」とはなにかを考える。そ は遅い。自ら進んで自分にとっての「公 定案を提示されてから検討するようで で取り組む必要がある。また、労働者 めに就業規則等を改正するという意識 はなく、「公正な処遇」を実現するた 導する。 不合理な待遇の禁止のための改善を指 労働組合は企業からの就業規則の改 」に近づいていく。 様である。 そうするなかで次第に「公正な処 しかし、指導されてやるので 厚労省は、 「働き方改革

賃

力である。 体や士業の方々のなお してこれを支援しサポートする各種 るのは、 むきっかけにはなった。 働法の成立等は同一労働同一賃金へ歩 2つの最高裁判決やパート・ 企業や労働者・労働組合、そ 層の奮闘と努 今後求められ



おったか意時記を

柏

裕

その如月の望月のころねがはくは花のもとにて春死なむ

でいる。 『邪宗門』はその5年前に書かれ が心は石にあらず』などの作品は が心は石にあらず』などの作品は が心は石にあらず』などの作品は が心は石にあらず』などの作品は が心は石にあらず』などの作品は がいは石にあらず』などの作品は

初めて読んだのは二十歳のと

からなかったと思う。と信じて読んだ。中身はほとんど分とにかく読み通すことに意味があるの秋だった。世の中の何も分からず、ののである。高橋和巳が亡くなった、その年

をいった。 をいった。 をいった。 教団本部はあった。 少年の名は での教団本部はあった。 少年の名は での教団本部はあった。 のもと救霊会」 ところから物語は始まる。 昭和6年、 の教団本部はあった。 のもと対霊会」 といった。

たった一つの山芋、たった一茎の

ふきを採るのに山の中を這いずり 回らねばならない農民の悲惨。そ の救済と世直しをめざす教団は幾 たびか国家権力の弾圧にさらされ たびか国家権力の弾圧にさらされ な自治を築いてゆく。平和と信仰 に生きる人々があえて武装叛乱に にかわざるを得なかったのは一体 なぜか。

ち。そこに待ち受ける壮絶な結末。人々よ、世界の人々よ。助けてく人々よ。助けてく人のよ、世界の人々よ。助けてく人が、プロレタリアートよ、知識民よ、プロレタリアートよ、知識

てかまた『邪宗門』を読み始めた。 たうか、不確かだったけれど未る。 仕事を終えて一杯やり、風呂あら出て気持ちを整え、ゆっくり読み進める。若い頃のような一気読み進める。若い頃のような一気があれば1~2頁戻り、また進む。一歩前進、二歩後退、そうしてクライマックスに近づいていく。そうか、不確かだったけれど未そうか、不確かだったけれど未

て、また読み始めたのか。あの頃の情熱を取り戻してみたく来にあると信じ理想をめざした

傑作だとオレ流に言おう。
は戦後日本文学史上、五指に入る
に進む。フィナーレは分かってい
に進む。フィナーレは分かってい
に進むの独立を求めて蜂起する下巻
教主となった千葉潔の教団が国家

がだろうか。この大作に付き合ってみてはいかけれど、ご同輩、浮き世の10連休けしつけは不徳と致すところだ



働き方改革と全世代型社会保障改革をめぐって

(認定NPO法人あったかサポート常務理事)

〉はじめに

昨年の2018年6月に「働き方改革関連法」が成立し、「労働施策総合推進法」に基づき同年12月28日「労働施策基本方針」が定められた。一方で本年10月に予定されている消費税10%本年10月に予定されている消費税10%本の引上げに伴う社会保障費の使途が今の国会で決まることで、これまで議令の国会で決まることで、これまで議合が重ねられてきた「社会保障と税の一体改革」が一定の区切りを迎えることになる。

これらはいずれも2016年6月2日閣議決定の「ニッポンー億総活躍日閣議決定の「ニッポンー億総活躍で本稿では、「労働施策基本方針」とで本稿では、「労働施策基本方針」とで本稿では、「労働施策基本方針」とせ労働委員会調査室・佐伯道子)を手課題」(「立法と調査」2019・1厚生労働委員会調査室・佐伯道子)を手供かりに、政府の進めようとしている社会保障制度改革に向けた今後の動向社会保障制度改革に向けた今後の動向社会保障制度改革にしたい。

どこに行ったのか? 「社会保障と税の」体改革」 は

但し消費税引き上げに伴う増収分の使 年10月から引上げられる予定である。 にわたり延期され、ようやく2019 月から10%への引上げについては2度 かし、同年12月に安倍自民党内閣が誕 3法、年金関連2法が制定された。し こで消費税率引き上げ等を定めた税制 障制度改革推進法」が制定された。そ 体改革」の実現を目的として「社会保 3党合意を経て、「社会保障と税の一 党政権下に自由民主党、公明党による 使途の変更が表明された。その後「骨 途については、当初の合意にあった社 上げられたものの、当初2015年10 抜本改革法、子ども・子育て支援関連 充実に1%を充てるとされた消費税の 会保障の安定化に4%を、社会保障の 定どおり5%から8%に引き上げて引 生するとともに2014年4月1日予 2012年当時の与党であった民主

> 優遇することになるとの批判は免れな れている。 私立高等学校の授業料無償化が掲げら 処遇改善、その他高等教育の無償化、 るため現場の保育所などで混乱かねな 備するとした。そのために2019年 ラン」を打ち出し2020年までに整 業率8%に対応できる「子育て安心プ 2022年度末の5年間で、女性の就 決定されるとともに2018年から い。)また介護人材の確保に向けての いし、無償化がかえって高所得家庭を 5歳児の副食費については実費徴収す 化措置の実施を決めた。(但し3歳~ 10月からは3~5歳児の保育施設無償 太の方針2018」が6月15日閣議

く」とする人口減少社会における消費は、2018年10月2日の第4次安倍は、2018年10月2日の第4次安倍が高齢化であり、・・・全ての世代が安子高齢化であり、・・・全ての世代が安心できる社会保障へと改革を進めている。

るといえる。

「100年安心プラン」や65歳以上への継続雇用年齢の引き上げなど「生本の経続雇用年齢の引き上げなど「生法主主義論」による批判に対し、現行民主主義論」による批判に対し、現行民主主義論」による批判に対し、現行民主主義論」による批判に対し、現行民主主義論」による批判に対し、現行の社会保障制度の行き詰まりを打開した。といると、の継続雇用年齢の引き上げなど「生本の経統雇用年齢の引き上げなど「生本の経統雇用年齢の引き上げなど「生本の経統を表す。

「働き方改革」の理念と目的「労働施策基本方針」に見える

所を法律として体現したものの一つが的を法律として体現したものの一つが的を法律として体現したものの一つが自まれまでの雇用対策法(昭和4年法はこれまでの雇用対策法(昭和4年法はこれまでの雇用対策法(昭和4年法はこれまでの雇用対策法(昭和4年法は正の理念とは趣を異にしている。例意が時年12月28日に発表された。同法を対した。とし、その「労働施策基本方針を定めなければならない」とし、その「労働施策基本方針を定めなければならない」とし、その「労働施策基本方針」の目言うまでもなく「働き方改革」の目言うまでもなく「働き方改革」の目言うまでもなく「働き方改革」の目言うまでもなく「働き方改革」の目

制度への転換を意味している。 制度から「職務給」を中心にした賃金 に従来の「職能給」を基本にした賃金 けること」としている。これは明らか 評価され、当該評価に基づく処遇を受 即した評価方法により能力等を公正に 事項の内容が明らかにされ、これらに 能力、経験その他の職務遂行上必要な ている。また「基本理念」として 的目的が経済政策にあることを表明し とし、今回の 収益力の向上が図られるものである。」 ことにより」、「同時に企業の生産性や として「多様な働き方を可能とする 本方針」には、 職務の内容及び職務に必要な 「働き方改革」の第一義 「働き方改革の必要性

をれは、あくまでも今回の「同一労格差の是正という文脈からというより格差の是正という文脈からというよりも、「公務員においても働き方改革のも、「公務員においても働き方改革のしているように職務給を中心にしたしているように職務給を中心にした情金制度への転換にこそ目的あることを示唆していると言える。

「多様な人材の活躍促進」とは

策に関する基本的な事項」とあり、労「基本方針」の第2章には「労働施

目し、 働時間短縮等職場環境整備、 のスキルアップの機会の外に置かれて 場の表舞台に立つことなく、それだけ うとしているからである。ここでいう きた「多様な人材」に光が当てられよ 何故ならば労働力人口の減少と少子化 稿では「多様な人材の活躍促進」に注 改善を含む総じて「働き方改革」に関 遇の確保など非正規雇用労働者の待遇 を見ることにする。 きた人たちを意味する。以下「多様な に社会保険や職業教育・職業訓練など ようになった今、これまで軽視されて を背景に「働き方改革」が進められる わる具体的な項目が並んでいるが、本 「多様な人材」とは、これまで労働市 八材」について列挙しその 「基本方針」 取り上げてみることにしたい。 公正な処

(1) 「女性の活躍推進」

「均等法」の履行確保、女性活躍推「均等法」の履行確保、女性活躍推正、「子育てプラン」などの整備とある。肝心な「幼保無償化対象拡大へのと、「子育てプラン」などの整備とある。肝心な「幼保無償化対象拡大へのと、」、「は等法」の履行確保、女性活躍推

り「若者の活躍推進」

ハローワーク、若者サポートステー

意欲や能力に応じた就職支援を行うとしているが、ここには営利を目的にした人材紹介事業者の活用は念頭にはなた人材紹介事業者の活用は念頭にはない。このほど公表された内閣府の推計による40歳~60歳の中高年引きこもりによる40歳~60歳に達したためであり、つ無作為の裏返しである。への無作為の裏返しである。

(3) 「高齢者の活躍推進」

(4) 「障害者の活躍推進」

用の分野における障害者差別禁止及び者雇用の質の向上を図る。一方で、精者雇用の量的拡大を図る。一方で、精者原子など障害特性を有する就労希望神障害など障害特性を有する就労希望をいる。

れていない。 合理的配慮の提供を実施するとしてい のための教育・研修機会については触 のための教育・研修機会については触 が問題は、生産性や効率が重視され のための教育・研修機会については触

(5) 「外国人材の受け入れ環境の整備」

外国人が日本で働くには一定の条件と満たす必要がある。「外国人材」として、一つにはこの4月から施行される新在留資格「特定技能」の運用を念る新在留資格「特定技能」の運用を念力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築」し、「労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保をはじめ、外国人労働者の雇用管理の改善じめ、外国人労働者の雇用管理の改善に取り込む」としている。発展途上国への技術協力を目的とした技能実習生への技術協力を目的とした技能実習生から新たな在留資格「特定1号」へのから新たな在留資格「特定1号」への持行を見込んでいるため、中には今後移行を見込んでいるため、中には今後移行を見込んでいるため、中には一定の条件が発行されている。

二つには「企業の高度外国人材の活用を積極的に推進するとともに、外国州を積極的に推進するとともに、外国職・定着」支援を上げている。しかし、職・定着」支援を上げている。しかし、私」を持つ高度人材が日本国内での就格」を持つ高度人材が日本国内がの就出している現実への危機感の裏返しである。

宝つめには「定住者など我が国における活動制限のない外国人の安定した 産用を確保するため、日本語能力の改 産用を確保するため、日本語能力の改 を指す。しかし義務教育から排除 を指す。しかし義務教育から排除 を指す。しかし義務教育から排除 を指す。しかし表務教育から排除 をがしたいる子供たちも多く、日本社会 に溶け込めていない人たちの存在を意 味している。

(6)「様々な事情・困難を抱える人のではないが「資格外活動」としてアルバイトという就労形態で働いている人たちの存在である。日本語学校に通い、大学進学や日本で暮らす意図を持って来長期的に日本で暮らす意図を持って来長期的に日本で暮らす意図を持って来でいる。現実には人手不足を補う貴重な戦力となってはいるが、ここで言うな戦力となってはいるが、ここで言うな戦力となってはいるが、ここで言うな戦力となってはいるが、ここで言うな戦力となってはいるが、ここで活を担いるが、

6) | 核々な事情・困難を投える

と生活困窮者就支援の高止まりが指摘でいるのは、一つには母子世帯ない。二つにはる就職支援である。しかし保育など子育て支援や学習支援など雇用を福祉の一体的支援の課題は提起されと福祉の一体的支援の対象者としていない。二つには生活保護受給世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯など、一つには母子世帯ない。

され、国と地方公共団体との一体的な支援による就労による自立の促進をあけているが、ここでも雇用と福祉の一体的支援にどのような壁が存在するのか、就労意識を喚起するために何が必要なのかという問題提起はなされていない。三つには「刑務所出所者等やホームレス等で就職を希望する者」への就労支援や職場定着支援を掲げてはいるが具体策は一切記載されていない。お覧目として掲げたものの、どこまでそうした人たちの社会復帰を進める意思があるのかは見えない。

▽雇用・年金と全世代型社会保障改革

先に紹介した「2019年厚生労働 先に紹介した「2019年厚生労働 分野の主な政策課題」によると今次通 常国会に厚労省からの法律案の提出が 常国会に厚労省からの法律案の提出が 意とある。本稿では、雇用と年金に限って言及することにしたい。

〔1〕雇用の分野における政府の問題

対策が掲げられている。用、障害者雇用、パワーハラスメント分野における法律案として、高齢者雇分野における法律案として、高齢者雇の方次通常国会に厚労省からの雇用の

ア、高齢者雇用については、2018

りつつ、65歳までとは異なり、 が検討されているようには思えない。 機会の提供という視点から高齢者雇用 りも一人の人間として社会に参加する がある。」としている。また法制化に のため、とりうる選択肢を広げる必要 では「70歳までの就業機会の確保を図 中間整理」を取りまとめている。 生会議」、「規制改革会議」の合同会議 年11月26日に「経済財政諮問会議」、「未 能力、職業スキルも様々であり、 付けられている。しかしながら高齢者 世代型社会保障改革」の柱として位置 は、将来現役社会の実現を目指す「全 審議会の審議を経て」検討するとして を検討する」方向性の下に「労働政策 ついては、「各社の自由度がある法制 れの高齢者の希望・特性に応じた活躍 において「経済政策の方向性に関する 来投資会議」、「まち・ひと・しごと創 を一括りにできるものではなく、 いる。このように高齢者雇用について 、それぞ 身体 そこ 何よ

イ、障害者雇用については、障害者 雇用促進法の改正が検討されている。 障害者の雇用促進制度の在り方に関す る研究会が設置され2018年7月30 日に報告書を公表している。報告書に は、週所定労働時間20時間未満の障害 は、週所定労働時間20時間未満の障害

> その後2019年2月3日に国家公務 関する基本方針」を策定、公表した。 の虚偽報告などを受けて、 行政機関における障害者雇用について の促進策が検討されている。また国 0) ど課題も多い。 保が困難であり、就業支援A型事業所 障害者雇用についてはその実効性の担 員障害者選考試験を実施した。しかし、 22日「公務部門における障害者雇用に 人以上の中小企業における障害者雇 の創設など障害者の雇用の質の の雇用調整金の支給上限額の設定な 取組を促している。また常用雇用 政府は10月 向

ウ、パワーハラスメント対策

年12月に労政審議会雇用環境・均等分 討会の報告書がまとめられ、2018 2018年3月にパワハラ防止対策検 置義務付けがされている一方で、パ 者福祉法で事業主の雇用管理上の措 決のための調停制度や助言・指導等の 用管理上の措置義務を設け、 われた。報告書では①事業主に対し雇 科会おいて、パワハラ防止の建議が行 行計画でパワハラ防止が盛り込まれ、 ワハラについては法令上の規制がな セクハラについては均等法で、マタ ラについては均等法と育・介労働 現行法上のハラスメント規制では、 2017年3月の働き方改革実 ②紛争解

では見送られた。 では見送られた。 では見送られた。 では見送られた。 では見送られた。 では見送られた。 では見送られた。 では見送られた。 では見送られた。

(2) 年金制度における政府の問題意識

今年は年金の5年に1度の財政検証

れている。④は年金制度における所得 労拡大を前提に制度改正の検討が行わ ている。③は、70歳以降の受給開始や 時間労働者の賃金を基準に検討がされ の影響が大きいことから企業規模や短 実施されている。②は、中小企業へ されている。①は既に毎年年金減額が 年金課税についての4つの課題が検討 労と年金受給、④高所得者の年金給付、 間労働者への適用拡大、③高齢者の就 会保障制度改革プログラム法では、 報告書がとりまとめられる予定だ。 所得者の基礎年金の支給停止、 再分配機能の在り方の検討である。 在職老齢年金の見直しなど高齢期の就 マクロ経済スライドの在り方、②短時 に関する議論が行われており今春にも 会年金部会において年金制度の在り方 が予定されている。既に社会保障審議 上下限の設定拡大などが検討されてい 一の被保険者保険の拡大、標準報酬の 70歳以 高 1 社

> の方向にある。 在り方が検討されているなど課税強化また政府税制調査会では年金課税の

る。

険者問題」に触れることなく短時間労

(3) その他

4月1日から始まった外国人労働者の受入れ拡大に伴って、健康保険における「なりすまし、国民健康保険における「なりすまし」対策、国民年金の第3号被保険者し」対策、国民年金の第3号被保険者また外国人労働者については、先にまた外国人労働者については、先にまた外国人労働者については、先にまた外国人労働者については、先に

課題としては上がっていない。の与るところであるため厚労省の政策がべたように法律上では出入国管理法法に対国人国管理法

保障制度への課題 を対象を表現である。 ・働き方改革と持続可能な社会

(1) 給付と負担の見直し

仕組みを展望すべきであろう。
が、「全世代型社会保障制度」を実現するためには、この国に住む外国人をするためには、この国に住む外国人をが、「全世代型社会保険の拡大を進めている

(2) 「経済成長」をどこまで期待すべ

「年金制度は破綻する」という意見が存在する一方で、AIやロボットなが存在する一方で、AIやロボットな高まり経済成長とインフレが進むなら高まり経済成長とインフレが進むならば現行の賦課方式でやっていけるとのば現行の賦課方式でやっていけるとのがもある。しかし資本主義発達の歴史を省みると、行く度かの産業革命を経済なると、行く度かの産業革命を経済などでも人間労働が軽減で生産性が向上しても人間労働が軽減で生産性が向上しても人間労働が軽減で生産性が向上しても人間労働が軽減で生産性が向上しても人間労働が軽減で生産性が向上しても人間労働が軽減で生産性が向上しても人間労働が軽減でも、一個向にある。他方では実体経済の縮小と株価操作などマネタリズムによってと株価操作などマネタリズムによってと株価操作などマネタリズムによって会が生産を拡大し、世界的な不安定社会が生まれている。

金・医療・介護等の社会保険、子育て大切にする価値観を育むことで、年度経済成長」の幻想から自由になって、度経済成長」の幻想から自由になって、高がな社会を実現した。「おごれるも豊かな社会を実現した。「おごれるも

(3日本的雇用慣行の見直しと社会保助」の仕組みに賛同を得るべきだろう。 などベーシックな社会的サービス、「公支援や高齢者福祉、教育や住宅の保障

肾制度

親の子育て参加の促進は、帰宅時間の 本的雇用慣行の変革を意図している。 帯主」、「被扶養者」などの概念が存在 妻が家庭で支えるという性別役割分業 保障制度を構想すべきであろう。 改革であり、ジェンダーフリーな社会 ある。それこそが真の意味での働き方 庭や社会に参加の機会を拡大すべきで 妻の労働時間を短縮し、子育てなど家 女性の活躍を推進するためには、夫と 片働き世帯を追い抜いているが、 に1997年を境にして共働き世帯が 遅い父親の働き方の見直しを迫る。 上げと正社員比率の引上げを迫る。父 している。今次「働き方改革」は、 の上に成り立ってきた。そのため「世 労働や広域配転など無制限な働き方を 同一労働同一賃金」は女性の賃金引 日本の社会保障制度は、 夫の長時間 既 Н



会員年会費または寄付金のお願い

NPO法人あったかサポートは、「労働と社会保障」に係る市民のコモンセンスづくりを進めます。 当法人の活動へのご理解を賜り、本年度も引き続き年会費または寄付金をお願いします。

- (1) 正会員は、年間1口5、000円です。個人として総会での議決権を有します。
- (2)協力会員は、年間1口10、000円です。団体としての参加ですから総会での議決権はありません。
- (3) 賛助会員は、年間1口3、000円ですが、当法人の活動に直接参加できない方のための制度です。 従って、総会での議決権はありません。

尚、当会は認定 NPO 法人です。当会への寄付金や協力会員会費、賛助会費は、寄付金控除にご利用できます。

郵便振替口座 振込先 → 特定非営利活動法人 あったかサポート 00900-2-264244

楽しめるため 関心のある方にはお分けすることができるので、 が異なるものの現代の課題を問うニュース性の高いテーマを扱っている。 あったかくするために私たちに何ができるか」 総会の記念講演録 さながら読書案内の特集号のようになってしまった。 連休とは無縁の人も多いだろう。 本年の新春講演会でのシンポジウムの記録 この度、 人であるが、 寒い季節が去り、

当法人では二つの冊子を発行することができた。

同

一労働同

賃金、

二つの最高裁判決を読み解く」

بل

昨年の第十三回

「就学前の子供たちの養育環境を

0)

一冊である。二つは、











「十連休」を心待ちにしている方も多いと思う。

暖かい空気に覆われてきた。

厚着することもなく読書を

編集子もその

今この国に拡がるサービス産業に従事する人たちの中には、

そうした人たちには申

し訳ないが、

本号は

されている方であるが、 生の道徳教科書を取り上げてくれた。 教科化に疑問を呈しておられる。 しさを感ぜざるを得ない。 喜多和美さんの 「私の読書館

今回職業上の肩書を離れ、

は、

教科書の中にも自己責任論が忍び寄る恐ろ

考えさせられる。

第

四回総会の成功に向けてNPO法人の思想を強化させ

当法人の揚げる

「共生の思想」

とは何か、

改め

ことは、

お金では買えない他人の力が支えになるということだ。 誠先生による過労死・過労自殺で倒れた人たちへの鎮魂の物語と原昌平記者 による社会保障を活用するための実用書である。 斤付けられる昨今、 また贈呈を頂いた二つの著作は各々著者にメッセージを頂いている。 人が健康を損ない障がいや死亡など思わぬ事態に遭遇した時には それはやはりおかしいのではないかと思わずにはいられ

二つの著書から教えられる 自己責任論で全てが

働く仲間の関係性の希薄さが 人を死に追 自死について記憶に新しい。 電通事件の高橋まつりさんの いやっているので

今や

お申込み頂きたい。

男性稼ぎ主モデルの解体は、様々な福祉制度で構成される。日本の社会保障は社会保険、発 制度改革を私たちに問うている。 医療費で損しない 46の方法 原 昌平 目分と家族を

岩波書店 誠 の現代史 熊沢 誠 なぜ今なお悲劇は 繰り返されるのか

著



頂いた図書を 当法人に贈呈

がして います

(笹尾

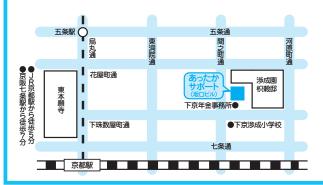
TEL 075-352-2640 ■ご相談とお問合せ FAX 075-352-2646

彼女は生業においても立派なお仕事を 通常の書評とは趣を異にして小学六年

市井の市民として道徳

特定非営利活動法人 あったかサポート事務局 笹尾達朗(当法人・常務理事) HP http://attaka-support.org/ E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp

- ●お問い合せ時間 平日/10:00~17:00(土·日·祝日は休業)
- ●ご相談 土·日·祝日に関わらず、別途設定します。



中公新書ラクレ原 昌平 編著